

新潟県立長岡高等学校同窓会規則

昭和 47 年 6 月 16 日	一部改正
昭和 55 年 10 月 15 日	一部改正
昭和 56 年 11 月 12 日	一部改正
昭和 58 年 5 月 21 日	一部改正
平成 3 年 5 月 25 日	一部改正

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は長岡高等学校同窓会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連絡を密にし、相提携して母校の発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 位 置

第 3 条 本会は事務局を長岡高等学校内に置く。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は之を分けて正会員及び特別会員の二種類とする。

1. 長岡高等学校卒業生並びにその前身諸学校の卒業生及び嘗て在学した者を正会員とする。
2. 長岡高等学校の現職員及び旧職員並びにその前身諸学校に嘗て在任した職員を特別会員とする。
3. 会員はその身分、住所等の変更のあった場合には必ず本部に報告するものとする。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会には下記の役員を置く。

- | | | |
|------------|--------------|--------------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 総会で選出する。 |
| 2. 副 会 長 | 5 名以上 10 名以内 | 会長の委嘱による。 |
| 3. 監 事 | 2 名 | 総会で選出する。 |
| 4. 常 任 監 事 | 若干名 | 年度別幹事より選出し会長が委嘱する。 |
| 5. 幹 事 | 若干名 | 正会員中より各年度別に選出する。 |
| 6. 校 内 幹 事 | 若干名 | 会長の委嘱による。 |

なお、本会には常任幹事会の推薦によって顧問を置くことができる。

第 6 条 各役員の仕事は下記の如くである。

1. 会長は会務を統理し、役員会及び総会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之に代る。
3. 監事は会計を監査する。
4. 常任幹事は常任幹事会を構成し役員会、総会の議案を作成し急を要する会務を処理する。
5. 幹事は常に同年度会員との連絡を保持し、会の重要事項を協議し、会務を処理する。
6. 顧問は会の諮問に応じ会長を後援する。

第 7 条 役員の仕事は 4 月 1 日に始まり、向う 2 年とする。但し重任してもよい。

第 6 章 総 会

第 8 条 本会は毎年 1 回総会を開く。但し時宜により臨時総会を開くことができる。

第 9 条 総会の議案は出席者の過半数の賛成により之を決する。

第 7 章 会 費

第 10 条 本会の所要経費は会員の入会金、年会費及び寄附金等をもって之に当てる。

第 11 条 入会金は終身会員として一定額を納めるものとする。

第 12 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 基 本 金

第 13 条 本会の基礎を強固にするため、基本金の積立をする。

第 9 章 支 部

第 14 条 本会は会員十名以上を持つ長岡市以外の各地に支部を設けることができる。

第 15 条 支部を設立する時は、支部規則並びに支部会員の住所、職業を併記した名簿を添えて本部に提出するものとする。

第 10 章 附 則

第 16 条 本規則を変更するときは、総会の決議を要する。

第 17 条 本規則は昭和 35 年 12 月 12 日より実施する。